### REACHご担当者や入門者に最適の実務書、 ついに 誕 生

## これならわかる EU環境規制 REACH対応 Q&A 88

松浦 徹也•林 譲 編著 化学物質法規制研究会 著A5判·単行本·208頁(予定) 定価 本体2,000円+税

EUに直接輸出をしていなくても、自社製品を用いた製品が輸出されている企業は、結果的に対応を余儀なくされるEUの環境規制「REACH規則」。特にサプライチェーン間での情報伝達への対応に苦慮されている企業が多いようです。本書は、具体的な企業対応の理解に最適の一冊です。

本書で「誰が・いつまでに・どのような対応が・なぜ必要なのか?」がわかる!!

**Q13** 

「物質」「混合物」「成形品」の定義

REACHでは「物質」「混合物」「成形品」という3つの概念がありますが、自社製品がいずれに該当するのか、どのように判断するのでしょうか。

企業のREACH 担当者からの 質問を集約! 物質

REACH規則第3条に、それぞれの用語の定義があります。

ます、「物質」(substance)とは、自然の状態またはあらゆる製造プロ セスから得られる化学元素の化合物で、安定性を保つのに必要なあらゆる 添加物や使用するプロセスから生じるあらゆる不純物が含まれます。登録 は物質単位で行います。物質中の個々の成分に分けて登録する必要はあり ません。

REACHでは物質の名称を、次の基準で決定します(表1)。

表1	表1 物質名称決定の基準	
	種別	基準
	単一成分物質	主成分物質が80%以上の物質の名称
		反応生成物の成分がいずれも80%以下10%以上の場合、成分 物質の名称を含率の多い順番に列挙
г	UVCB物質	化学組成が特定できない場合、原料物質とプロセスなどで定義

#### 混合物

「混合物」(mixtures) とは、2つまたはそれ以上の物質からなる混合物 (または溶液)をいい、化学反応をともなわず混合されて得られた混合物 (または溶液)です。CLP規則((EC) No 1272/2008)の発効により、REACH規則の「調剤」という用語は、「混合物」に修正されました。なお、合金も混合物とされます。

成形品

「成形品」(article) とは、生産時に与えられる特定の形状、表面はデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体をいいま REACHガイダンス「成形品中の物質への要求に関する手引」の附ま は、材料が物質、混合物または成形品とみなされるかどうかを判定する

の支援方法について例示しており、以下の例が解説されています (図1)。 図のボーキサイトは天然物質で登録は不要ですが、ボーキサイトから抽 出されたアルミナ、アルミニウムは、それぞれ登録対象の物質です。アル ミニウム合金とインゴットは混合物、圧延・押出を施したシートコイルや

その軽加工品は成形品とみなされます。 図1 アルミ製品の物質、混合物、成形品の区分け判断



図表を豊富に 盛り込み、 わかりやすく解説!

見開き2ページの

簡潔な一問一答!

判断に際しての留意点

EUの法規制では自主的な判断が要求されます。ガイダンスや各種情報 を踏まえて自社製品が何に該当するか、自主的に決定することが要求され ます。自主的判断の論理性は記録しておき、当局との見解が分かれたとき に提出できるようにしておくことが重要です。

※イメージ

- ▶サプライチェーンにおけるポジションによってそれぞれ異なる義務や、「登録」「リスク 評価」「認可」「制限」の各段階で日本企業が直面する課題と判断基準を提示
- ▶海外環境規制情報サービス『World Eco Scope』

(第一法規提供、https://www.ecobrain-wes.com/) に実際に寄せられた質問をベースにした88のQ&Aを収録

▶REACHご担当者はもちろん、REACHの概略を知りたい入門者にも最適



東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 | m Tel. 0120-203-694 http://www.daiichihoki.co.jp m Fax. 0120-302-640

### 目 次 [抜粋] (予定)

# 第1章 REACH基本の「き」 Q1 REACHという法律 Q2 制定背景と目的 Q3 REACH[登録]とは

Q4EUに輸出していない場合Q5輸出量が1トン以下の場合

Q6 登録対象物質とは

Q7 日本企業が登録する場合 Q8 REACHと情報伝達

Q9 閾値の概念

Q10 RoHS指令との違い

第2章 REACH入門者の素朴な質問

Q11 REACH対応の基本的判断

Q12 製造・輸入量の調査

Q13 「物質」「混合物」「成形品」の定義

Q14 成形品の判断基準

Q15 ガイダンス文書の理解

Q16 SVHC(認可対象候補物質)とは①

Q17 SVHC(認可対象候補物質)とは②

Q18 意図的放出とは

Q19 唯一の代理人とは

Q20 技術一式文書とは

Q21 REACH適用除外の要件

第3章 「登録」にまつわるQ&A

Q22 国内川上企業のREACH対応

Q23 国内川中企業のREACH対応

Q24 国内川下企業のREACH対応 Q25 鋳造品メーカーのREACH対応

Q26 REACH対応義務(1トン未満)

Q27 REACH対応義務(1トン以上)

Q28 登録義務の判断(対象物質)

Q29 登録義務の判断(用途の異なる物質)

Q30 登録義務の判断(化粧品·医薬品)

Q31 登録義務の判断(CEマーキング対象製品)

Q32 登録義務の判断(ガラス)

Q33 登録義務の判断(再生品1)

Q34 登録義務の判断(再生品②)

Q35 登録義務の判断(ポリマー)

Q36 登録義務の判断(モノマー)

Q37 ポリマーおよびモノマー量の算出

Q38 遅延予備登録

Q39 SIEFとは

Q40 SIEF活動のポイント

Q41 SIEF & SFF

Q42 CLP規則とは

Q43 用途の判断

Q44 営業秘密の保護

第4章 「成形品」にまつわるQ&A

Q45 意図的放出がない場合の義務

Q46 届出義務の判断

Q47 成形品中のSVHC

Q48 容器中のSVHC

Q49 SVHCの含有量計算

Q50 SVHCの届出フォーマット

Q51 梱包材中のSVHC濃度計算

Q52 SVHCの含有分析

第5章 「情報伝達」にまつわるQ&A

Q53 サプライチェーン間の情報伝達

Q54 登録番号記載の必要性

Q55 SDSの提供

Q56 ポリマーと情報伝達

Q57 SVHCと取引先対応

Q58 SVHC含有情報の回答様式

Q59 日本企業とSVHC情報伝達

Q60 古い部品中のSVHC

Q61 容器中のSVHC

第6章 「CSAとCSR」にまつわるQ&A

Q62 リスク評価

Q63 化学物質安全性報告書とは

Q64 リスク評価と情報伝達

第7章 「評価」にまつわるQ&A

Q65 当局による提出文書の評価

Q66 当局による物質の評価

第8章 「認可」にまつわるQ&A

Q67 認可とは

Q68 認可対象物質を含有する製品の対応

Q69 登録とは異なる用途で認可対象物質が 使用される場合

Q70 認可申請の方法

第9章 「制限」にまつわるQ&A

Q71 制限とは

Q72 制限対象物質を含む製品の対応

Q73 「認可対象」と「制限対象」の違い

Q74 制限対象物質の動向

第10章 日本企業の課題と心配

Q75 登録の費用

Q76 REACHの罰則

Q77 遅延予備登録における証明方法

Q78 登録物質の情報更新

Q79 企業秘密の漏えい

Q80 情報提供を拒否された場合

Q81 データ共有とカルテル行為

Q82 REACHに関する国内動向

Q83 サプライチェーン管理とREACH対応

Q84 グループ会社における登録者の判断

Q85 国外企業経由で輸出量が1トンを

超える場合

Q86 REACH担当者に適切な人材とは

Q87 REACHの見直し

Q88 ナノ物質とREACH

■その他コラムや参考資料も掲載

お試し読み、お申込はコチラ



第一法規

検索

CLICK!